

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	まつどの魅力発信課

契約業者名・住所	株式会社トラストバンク・東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号
工事等の名称	ふるさと納税支援サービス利用契約（ふるさとチョイス）
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	委託契約
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
契約金額	利用料：寄附額の 10% 配送料：実費
工事等の概要	松戸市ふるさと納税記念品贈呈事業の実施にあたり、市外の方々へ効果的に本市の魅力をアピールするため、インターネットのプラットフォーム上に本市記念品情報等を出展し、そのフォームから寄附者が寄附申込、記念品選択、決済できるようにするもの
随意契約の理由	ふるさと納税制度（寄附）は、納税者が生まれ故郷や応援したい自治体へ税制を通じて貢献する制度として国により導入された制度である。 事業実施にあたっては、広く全国へ本市の認知度を高められるよう、効果的に情報を発信する手段が必要となる。また、寄附の受入にあたっては、クレジット収納をはじめとした多様な決済手段を用いて、寄附者の利便性向上を図ることが有効とされる。加えて、全国から寄せられる多数の寄附を効率的に処理するためには、寄附の受入に関する一連の事務処理に対応したシステムが必須である。これらの多岐にわたる要素を統合し、市が独自で整備することは極めて困難である。 このような自治体の寄附環境整備に係るニーズの高まりを受け、ふるさと納税推進に必要な一連の機能（イン

ターネットでの自治体の魅力・記念品情報の発信、記念品の検索、寄附申込、オンライン決済等）が、包括的なサービスとして複数の民間事業者から提供されている。

本市においては平成２８年６月１日から株式会社トラストバンクが運営するふるさと納税ポータルサイトである「ふるさとチョイス」を利用している。

「ふるさとチョイス」は、テレビや新聞など全国を対象としたメディア露出が多く、サイトの認知度が非常に高いうえ、寄附申込可能自治体が１，７００超、お礼の品掲載数７６万超（いずれも２０２６年２月時点）となっており、最も大きなふるさと納税ポータルサイトの一つである。

本市における「ふるさとチョイス」を通じた寄附は、着実に増加しており、多くの寄附実績を得ている。更に、当該サイトを通じて継続的に寄附いただく方々もおり、ふるさとチョイス上の本市のコンテンツは、事業を推進するうえで重要な価値を持っている。

ふるさとチョイスのサービス内容について、基本機能として Amazon pay、携帯キャリア決済、コンビニエンスストア支払いなど、複数の決済手段（マルチペイメント）を含み、寄附者の利便性向上に貢献している。

お礼の品に対してではなく、寄附対象となる事業を選択して寄附を行うガバメントクラウドファンディング（以下 GCF）機能についても、基本機能に含まれており、本市が今後 GCF を実施する場合には、追加費用や別途契約を必要とすることなく導入することができる。なお令和２年度及び令和３年度は「【21 世紀の森と広場】未来につながる「新たな遊び空間」整備に支援をお願いします！」と題した GCF を実施し、２年連続で目標金額の 500 万円を超える寄附を集めた実績がある。

以上、ポータルサイトとしての規模、本市における実績・コンテンツの蓄積、および提供されるサービス内容から、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を運営する株式会社トラストバンクが引き続き契約先として相応しいと思料し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、随意契約とするものである。なお見積書については、松戸市財務規則第 1 3 8 条第 2 項の規定に基づき見積を徴さないものとする。